

〈高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の位置付け及び策定の体制について〉

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付けについて

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画とは・・・

高齢者に対する施策の総合的な展開を図る計画です。

高齢者保健福祉計画	地域における高齢者福祉全般の施策を対象とした計画	老人福祉法
介護保険事業計画	介護保険サービスや地域支援事業等、介護保険特別会計の施策を対象とした計画	介護保険法

※介護保険法（抜粋）

第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

※老人福祉法（抜粋）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

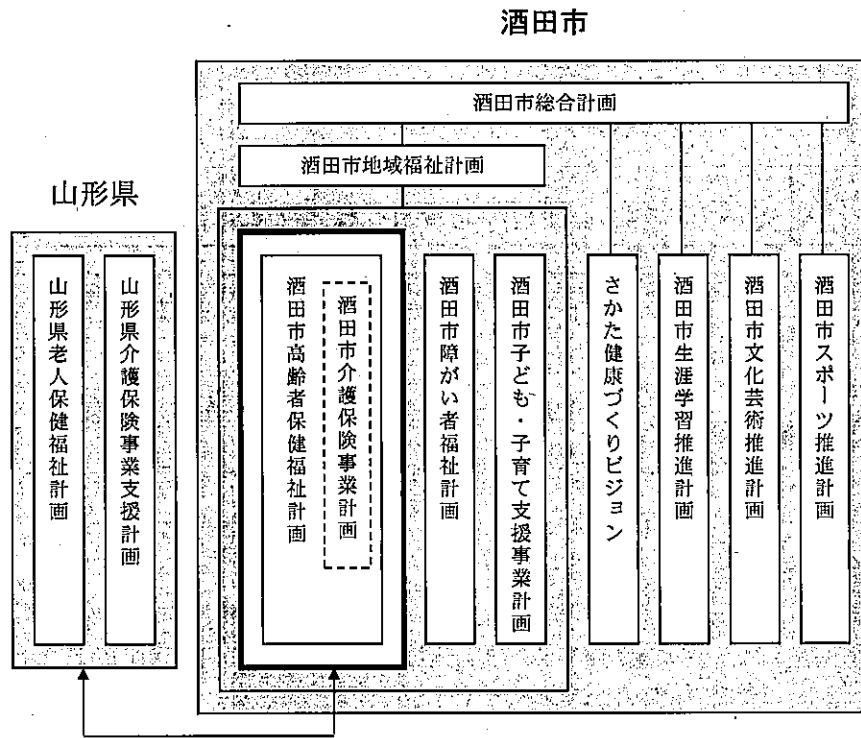
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

◆第8期介護保険事業計画の位置付け

介護保険計画の期間は、介護保険法で「3年を1期」として定められており、第8期計画は令和3年度から令和5年度までが期間となります。

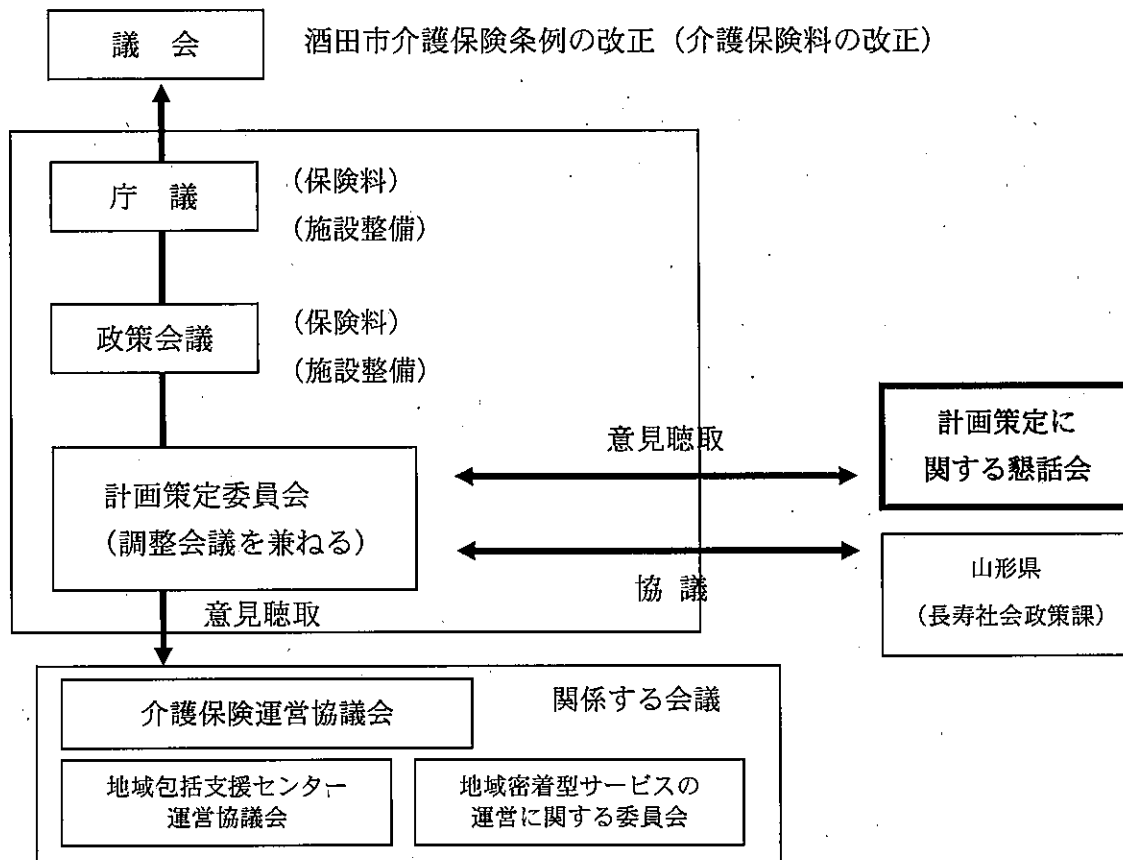
「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年に向け、第8期計画においても、引き続き、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組や、在宅医療・介護連携の推進を重視した計画となります。

◆計画の位置付けイメージ



介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に含まれるような関係であり、総合計画、地域福祉計画等における高齢者施策の考え方との整合性を図りながら策定します。

2. 計画の策定体制と策定委員会の役割について



## ◆ 懇話会の役割

### ※介護保険法（抜粋）

#### 第一百七十七条

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



懇話会の設置やパブリックコメントの実施を義務付け。

酒田市では、広く住民の意見を伺うため、懇話会を設置している。

### ○酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会要綱

(平成 23 年 3 月 25 日告示第 122 号)

#### (目的)

第 1 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条及び老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、広く住民の意見を聴取するため、酒田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に関する懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

#### (組織)

第 2 条 懇話会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療及び保健団体関係者
- (2) 介護及び福祉団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第 3 条 委員の任期は、一の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定が終了するまでとする。

#### (会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 5 条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

#### (事務局)

第 6 条 懇話会の事務局は、健康福祉部に置く。

#### (その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## ■ 参考／第7期計画における計画の体系

### 高齢者保健福祉計画部分

#### ◆基本目標1 健康で生きがいのある生活

##### (1) さかた健康づくりビジョンの普及推進

- ①がん予防の推進
- ②生活習慣改善対策の推進（循環器疾患・糖尿病予防、食生活改善）
- ③こころの健康づくりの充実
- ④歯と口腔の健康づくりの充実
- ⑤子どもの頃からの健康教育の充実
- ⑥生涯を通じた健康づくりの充実

##### (2) 生きがいづくり・社会参加の推進

- ①生涯スポーツ施策
- ②生涯学習施策
- ③老人クラブ事業
- ④シルバー人材センター

#### ◆基本目標2 地域包括ケアシステムの推進

##### (1) 高齢者に対する支援

- ①社会福祉協議会事業
- ②緊急通報システム運営事業
- ③災害時要援護者避難支援事業
- ④高齢者疑似体験事業
- ⑤老人施設入所援助事業
- ⑥やさしい生活支援事業
- ⑦軽度生活援助事業
- ⑧やさしいまちづくり除雪援助事業
- ⑨ほっとふくし券事業

##### (2) 飛島の高齢者への支援

### 介護保険事業計画部分

##### (3) 地域包括ケアシステムの推進

- ①日常生活圏域の設定
- ②介護基盤の整備
- ③地域支援事業の推進
- ④市町村特別給付
- ⑤第7期計画期間以降の各サービス量及び費用見込
- ⑥第1号被保険者の保険料
- ⑦介護サービス情報の公表
- ⑧介護保険事業の適正な運営